



昭和56年5月以前に建てられた  
木造住宅にお住まいの皆様へ

**建築の専門家が  
お宅へ訪問しました。**

習志野市では、地震時に特に被害が多いと言われている『木造住宅』を対象として、**耐震化に関する支援制度**がございます。そのことをお伝えするため、訪問いたしました。

支援制度の概要については**裏面**をご覧ください。

※この取り組みは、令和7年度に習志野市が実施する木造住宅耐震化啓発戸別訪問業務として、千葉県建築士会に委託して実施しております。



## 税制優遇について

現行の耐震基準を満たすように改修した場合、固定資産税の減額（所管：資産税課）や、所得税の特別控除（所管：千葉西税務署）が受けられます。  
申告の手続きについては、各所管までお問い合わせください。

# 木造住宅の耐震化支援制度（概要）



習志野市では、木造住宅の耐震化を促進するため「**無料耐震診断**」や「**耐震改修**」にかかる費用の負担を軽減する『**補助制度**』を設けております。

## 木造住宅耐震診断費の補助（精密診断）

習志野市木造住宅耐震診断士が現地調査並びに詳細な診断（精密診断）を行う場合の費用の一部を補助します。

### 1.対象となる木造住宅（次の要件をすべてみたすもの）

- ①平成12年5月31日以前に建築または着工された木造住宅であること
- ②木造で2階建て以下であること
- ③自らが所有し居住する専用住宅または併用住宅（特殊な認定工法等は除きます）

### 2.補助額

耐震診断に要する費用の3分の2（限度額8万円）

### 3.対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受ける人

## 木造住宅耐震改修費の補助

耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された木造住宅について、耐震改修を行う場合の設計費・監理費及び工事費の一部を補助します。

**※令和6年度より二段階で行う改修についても補助の対象となりました。**

### 1.対象となる木造住宅

習志野市木造住宅耐震診断士が行った耐震診断により、耐震改修の必要があると診断された木造住宅（その他は、上記精密診断と同じ要件です。）

### 2.補助額

耐震改修に要する費用のうち「工事費」の5分の4（限度額115万円）

※二段階改修工事の場合は、段階ごとに57.5万円が限度となります。

### 3.対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受けた人

**※また習志野市では、道路に面している危険コンクリートブロック塀等の撤去に関しても補助を行っております。**

## 危険コンクリートブロック塀等の撤去の補助

危険コンクリートブロック塀等の撤去について最大10万円の補助がでます。詳しくはホームページを確認していただくか、下記連絡先までご連絡ください。

**※工事請負契約前に手続きが必要ですのでご注意ください。**

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 建築指導課

☎047-453-3967